第2次射水市子どもに関する施策推進計画(素案)に対する意見募集結果について

1 実施期間

平成30(2018)年12月25日(火)から平成31(2019)年 1月24日(木)まで

2 寄せられた意見

意見等の提出者数 2名 意見等の件数 7件

3 意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等別紙のとおり

意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等

N0.	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の 有無
1	「第2次射 水市子ども に関する施 策推建計画 と関連計画 の表記で(P3)		「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を「国際」的に保障するために定められた条約(国家間等の文書による国際的な合意のこと)であることから、現状のとおりとします。	無
2	「水に策と等に条条画月(第市関推関」お約例のに 2 子す進連のけ、及制つ 次どる計計「る法び定い (P3)	制定年月を明記してください。	制定年月を明記します。	有
3	「児童の権 利に関する 条約とは」 について (P3)	日本が批准した年月を明記してください。	日本が批准した年月を明記します。	有

	T			
4	「第2次射	「射水市子ども条例」「子	「射水市子ども条例」と	無
	水市子ども	ども・子育て支援法」「子ど	「射水市子どもに関する施	
	に関する施	もの貧困対策の推進に関す	策推進計画」、「子ども・子	
	策推進計画	る法律」を明記してくださ	育て支援法」と「射水市子	
	と関連計画	l I o	子ども・子育て支援事業計	
	等」の「図」		画」、「子どもの貧困対策の	
	における、		推進に関する法律」と「射	
	「射水市子		水市子どもの未来応援計	
	ども条例」		画」との関係については、	
	等について		P2 において詳細を説明して	
	(P3)		いることから、現状のとお	
			りとします。	
5	「子どもの	当該割合を増やすために	本計画において、子ども	無
	権利につい	は、様々な組織等に働きか	の権利の啓発推進として、	
	て知ってい	けることが非常に大切と考	啓発活動の実施や学習機会	
	る、聞いた	えます。具体的には、いろ	の提供といった取組につい	
	ことがある	いろな地域組織のリーダー	て明記しています。	
	子どもの割	の方等に、子どもの権利に	また、地域社会等に対し、	
	合」につい	関する情報伝達等の担い手	子どもの権利に関する啓発	
	て (P11)	となってもらい、会合で話	資料の配布や学習機会の提	
		してもらうといったことが	供について拡充を図ってい	
		考えられます。こうした取	きたいと考えています。	
		組が、市民にとって子ども		
		の権利に関する理解を深め		
		ていく近道だと考えます。		
	A 4847 4:			
6	全般的な	本計画は、18歳未満の	本計画では、高校などの	有
	意見	子どもを対象としています	教育施設設置者において	
		が、高校生等(16歳から	も、子どもを守り育ててい	
		18歳未満まで)に関して	くことが必要と定めてお	
		一言も触れられていないこ	り、高校生等16歳から1	
		とから、施策推進の考え方	8 歳未満までの子どもにつ	
		について、国や県の計画等	いても広く含めたものとな	
		の適用有無も含め、何らか	っています。	
		の説明が必要と考えます。	市では、これまでも、高	
			校生等に対して、子どもの	

権利に関するリーフレットの配布等といった取組を実施していることから、取組の内容の中に「高校」等を記載します。					
施していることから、取組の内容の中に「高校」等を記載します。 なお、国や県の計画等については、「P3」に記載している「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」のとおり、本計画においては整合性を図っていることから、現状のとおりとします。 李般的な 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」とや書っ子みらいブラン」と整合性を図っています。なお、当該ブランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 本市では、これまでも、本計画等に関係との連携のもと、子ども等に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。あわせて、県等の動向に					
の内容の中に「高校」等を記載します。 なお、国や県の計画等については、「P3」に記載している「第2次射水市子どもに関する施策推進計画ののの数が策定でいるに関するが策定できる「かがいけ」とも表します。 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」と整合性を図ったいます。 一を図っています。 なお、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置すべきと考えます。 ありせて、県等の動向に				の配布等といった取組を実	
記載します。 おお、国や県の計画等については、「P3」に記載している「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」ののとおり、本計画は、富山県が策定する「かがやけ」とと整合性を図ったいます。 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」と整合性を図ったのとします。 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」と整合性を図っています。 本お、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置すべきと考えます。 あおりまでは、これまでも、本計画等に基づき、関係各に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。あわせて、県等の動向に				施していることから、取組	
なお、国や県の計画等については、「P3」に記載している「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」のとおり、本計画は、富山県が策定する「かがやけ」とやまっ子みらいプラン」と整合性を図っています。 一なお、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 ーなりしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置すべきと考えます。 ーなお、当該が議議会を設置しています。ー本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係といった。 ー本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。あわせて、県等の動向に				の内容の中に「高校」等を	
ついては、「P3」に記載している「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」のとおり、本計画においては整合性を図っていることから、現状のとおりとします。 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」とやまっ子みらいプラン」と整合性を図っています。なお、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。あわせて、県等の動向に				記載します。	
いる「第2次射水市子ども に関する施策推進計画と関 連計画等」の「図」のとお り、本計画においては整合 性を図っていることから、 現状のとおりとします。 不計画は、富山県が策定 する「かがやけ」とやまっ 子 みらいプラン」と整合 性を図っています。 なお、当該プランは、「子 ども・若者育成支援推進法」 等に基づく計画であること から、富山県は子ども・若 者支援地域協議会を設置し ています。 こうしたことから、射水 市も子ども・若者支援地域 協議会を設置すべきと考え ます。 いる「第2次射水市子ども 関する施策推進計画と関 連計画等」の「図」のとお り、本計画においては整合 性を図っていることから、 現状のとおりとします。 本方針」によれば、当該協議会は、必ず連携し、子ども等へ の支援を効果的かつ円滑に実施するよう努めるものとしています。 本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に				なお、国や県の計画等に	
に関する施策推進計画と関連計画等」の「図」のとおり、本計画においては整合性を図っていることから、現状のとおりとします。 7 全般的な意見 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」とやまっ子みらいプラン」と整合性を図っています。なお、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもとしています。本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもと、子ども手に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。あわせて、県等の動向に				ついては、「P3」に記載して	
連計画等」の「図」のとおり、本計画においては整合性を図っていることから、現状のとおりとします。 7 全般的な 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」とやまっ子みらいプラン」と整合性を図っています。なお、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置しています。 こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置すべきと考えます。				いる「第2次射水市子ども	
プ、本計画においては整合性を図っていることから、現状のとおりとします。 7 全般的な				に関する施策推進計画と関	
性を図っていることから、現状のとおりとします。 本計画は、富山県が策定する「かがやけ」とやまっ子からいプラン」と整合性を図っています。なお、当該プランは、「子ども、若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。あわせて、県等の動向に				連計画等」の「図」のとお	
現状のとおりとします。 7 全般的な 本計画は、富山県が策定 する「かがやけ」とやまっ 子 みらいプラン」と整合 性を図っています。 なお、当該プランは、「子 ども・若者育成支援推進法」 等に基づく計画であること から、富山県は子ども・若 者支援地域協議会を設置しています。 本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援協議会を設置すべきと考えます。 あわせて、県等の動向に				り、本計画においては整合	
7 全般的な				性を図っていることから、	
意見 する「かがやけ」とやまっ 子 みらいプラン」と整合 性を図っています。 なお、当該プランは、「子 ども・若者育成支援推進法」 等に基づく計画であること から、富山県は子ども・若 者支援地域協議会を設置しています。 本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各 課や関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援協議会を設置すべきと考えます。 あわせて、県等の動向に				現状のとおりとします。	
子 みらいプラン」と整合 性を図っています。	7	全般的な	本計画は、富山県が策定	内閣府の「子ども・若者	無
性を図っています。		意見	する「かがやけ とやまっ	支援地域協議会設置・運営	
なお、当該プランは、「子 ども・若者育成支援推進法」 等に基づく計画であること から、富山県は子ども・若 者支援地域協議会を設置し ています。 本市では、これまでも、 本計画等に基づき、関係各 こうしたことから、射水 市も子ども・若者支援地域 協議会を設置すべきと考え ます。 あわせて、県等の動向に			子 みらいプラン」と整合	方針」によれば、当該協議	
ども・若者育成支援推進法」 等に基づく計画であること から、富山県は子ども・若 者支援地域協議会を設置し ています。 本市では、これまでも、 本計画等に基づき、関係各 こうしたことから、射水 市も子ども・若者支援地域 協議会を設置すべきと考え ます。 あわせて、県等の動向に			性を図っています。	会は、必要に応じて関係機	
等に基づく計画であること から、富山県は子ども・若 者支援地域協議会を設置し ています。 本市では、これまでも、 本計画等に基づき、関係各 こうしたことから、射水 市も子ども・若者支援地域 と、子ども等に対する支援 協議会を設置すべきと考え ます。 適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に			なお、当該プランは、「子	関等が連携し、子ども等へ	
から、富山県は子ども・若 者支援地域協議会を設置し ています。 本市では、これまでも、 本計画等に基づき、関係各 こうしたことから、射水 市も子ども・若者支援地域 協議会を設置すべきと考え ます。 適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に			ども・若者育成支援推進法」	の支援を効果的かつ円滑に	
者支援地域協議会を設置し ています。 本市では、これまでも、 本計画等に基づき、関係各 こうしたことから、射水 市も子ども・若者支援地域 と、子ども等に対する支援 協議会を設置すべきと考え を実施しており、引き続き、 ます。 適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に			等に基づく計画であること	実施するよう努めるものと	
ています。 本計画等に基づき、関係各 こうしたことから、射水 市も子ども・若者支援地域 と、子ども等に対する支援 協議会を設置すべきと考え を実施しており、引き続き、			から、富山県は子ども・若	しています。	
こうしたことから、射水 課や関係機関との連携のも 市も子ども・若者支援地域 と、子ども等に対する支援 協議会を設置すべきと考え を実施しており、引き続き、 ます。 適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に			者支援地域協議会を設置し	本市では、これまでも、	
市も子ども・若者支援地域 と、子ども等に対する支援 協議会を設置すべきと考え を実施しており、引き続き、 適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に			ています。	本計画等に基づき、関係各	
協議会を設置すべきと考え を実施しており、引き続き、 ます。 適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に			こうしたことから、射水	課や関係機関との連携のも	
ます。 適切に対応していきます。 あわせて、県等の動向に			市も子ども・若者支援地域	と、子ども等に対する支援	
あわせて、県等の動向に			協議会を設置すべきと考え	を実施しており、引き続き、	
			ます。	適切に対応していきます。	
ついて、注視していきます。				あわせて、県等の動向に	
		_		ついて、注視していきます。	